

## 居宅療養管理指導の基礎知識

### ◆薬剤師による居宅療養管理指導とは…

通院が困難な患者、利用者（以下、利用者という）に対し、医師又は歯科医師の指示のもと薬剤師が自宅や施設に訪問し、薬の正しい飲み方の説明、服用状況の確認、副作用のチェックなどの疑問に答えながら、薬物療法が適正に実施されているかどうかを確かめ、より質の高い在宅療養を提供するためのサービスです。

薬剤師が訪問することで、利用者の生活環境、薬剤の服用状況、残薬の有無及び薬の飲み合わせなどを把握することができ、それをもとに看護師・ケアマネジャー・ヘルパーなどの多職種に情報提供を行うことで、利用者ごとに適した一番服用しやすい状態（服薬カレンダーの利用・一包化等）の提供が可能となります。

居宅療養管理指導は、医師の治療方針に基づいて行いますので、主治医の診療情報等の提供が必要になります。

この居宅療養管理指導は、次のように介護保険制度や医療保険制度の運用の中で利用することができます。

- 介護保険で要介護等の認定を受けている方
  - ➔ 居宅療養管理指導（介護保険による介護サービス）が優先となります。
- 介護保険で要介護等の認定を受けていない方
  - ➔ 在宅患者訪問薬剤管理指導（医療保険による在宅サービス）となります。  
【居宅療養管理指導料は、介護給付限度額には含まれないサービスとなります。】